⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と徳島県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成６年11月29日に都市計画決定され平成22年４月30日に変更決定された都市計画と車線数等を除き基本的内容について整合していることなどが認められる。

なお、本体事業は、４車線の事業として都市計画決定されているところ２車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件地域と徳島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、徳島県等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　徳島県阿南市役所羽ノ浦支所及び小松島市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

徳島県阿南市下大野町渡り上り及び上中町南島地内

徳島県小松島市立江町字野神及び字中ノ坪、田浦町字岩金、字子安及び字妙蓮並びに前原町字小川、字福徳、字開、字泉川、字茶園、字西、字弁財天、字元村、字中川原及び字東地内

## ○海上保安庁告示第六十七号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

**第一条**　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一、五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| MH　929 | 司 | JA　9929 | を削り、 |
| MH　916 | 司 | JA　916A | を |
| MH　916 | 司 | JA　916A | に改める。 |
| MH　917 | 司 | JA　917A | |

**第二条**　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一、五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

| | | | |
|---|---|---|---|
| MH　594 | ベル式212型 | JA　9594 | を削り、 |
| MH　618 | 司 | JA　9618 | |
| MH　930 | 司 | JA　9930 | を |
| MH　930 | ベル式212型 | JA　9930 | に改め、 |
| MH　917 | 司 | JA　917A | を |
| MH　917 | 司 | JA　917A | |
| MH　918 | 司 | JA　918A | に改める。 |
| MH　919 | 司 | JA　919A | |

**附　則**

この告示中、第一条の規定は平成二十七年九月十八日から、第二条の規定は平成二十七年九月二十九日から施行する。

## ○環境省告示第百十四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月十八日

環境大臣　望月　義夫

第二条第十六号を次のように改める。

十六　アトラクス属全種、ハドロニュケ属全種、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ラトロデクトゥス属（ゴケグモ属）に属する種のうちラトロデクトゥス・エレガンス（アカオビゴケグモ）以外のもの

## ○環境省告示第百十五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、きよくとうさそり科全種等の防除に関する件（平成十八年環境省告示第四十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。なお、ラトロデクトゥス・マクタンス イイロゴケグモ、ラトロデクトゥス・ゲオメトリクス（ハスイロゴケグモ）及びラトロデクトゥス・トレデキムグタトゥス（シュウサンボシゴケグモ）」を「ラトロデクトゥス属（ゴケグモ属）に属する種のうちラトロデクトゥス・エレガンス（アカオビゴケグモ）以外のもの」に改める。

1中「ラトロデクトゥス・ゲオメトリクス（ハスイロゴケグモ）、ラトロデクトゥス・マクタンス（クロゴケグモ）及びラトロデクトゥス・トレデキムグタトゥス（シュウサンボシゴケグモ）」を「ラトロデクトゥス属（ゴケグモ属）に属する種のうちラトロデクトゥス・エレガンス（アカオビゴケグモ）以外のもの」に改める。

平成二十七年九月三十日限りで廃止する。

平成二十七年九月十八日

環境大臣　望月　義夫